

策定年月日	平成18年6月12日 策定
変更年月日（第1回）	平成22年6月 2日 変更
変更年月日（第2回）	平成26年9月30日 変更
変更年月日（第3回）	令和 年 月 日 変更

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(案)

令和3年1月

米子市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	P 1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	P 6
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	P 16
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	P 20
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	P 21
1 利用権設定等促進事業に関する事項	P 21
2 農地中間管理事業等の実施の促進に関する事項	P 27
3 農地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	P 27
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	P 29
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	P 30
6 その他農業経営基盤強化の促進に関する事項	P 30
第5 その他	P 31
別紙1	P 32
別紙2	P 34

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 米子市は、鳥取県西部に位置し、宇田川、佐陀川、日野川、法勝寺川に開けた水田地帯、大山山麓丘陵地に開けた畑作地帯、弓浜部に開けた砂丘畑作地帯、彦名干拓地で地域の立地条件を生かした営農が行われている。

今後は、地域の特性を活かした営農と特に収益性の高い作目、作型を確立し、担い手を中心とした産地化を図ることとする。

また、耕種を中心に、効率的かつ安定的な農業経営体と販売農家及び自給的農家との間で労働力の提供、農地の貸借等の役割分担を図りつつ、農業の発展を目指すものとする。

このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、秩序ある土地利用に努めるものとする。

2 米子市の農業構造については、社会・経済情勢の変化に伴い、農業従事者の他産業への就労が増加するなど農家の兼業化が進行するとともに、農業従事者の減少と高齢化が深刻化している。一方、弓浜地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って農業後継者に継承されない、又は担い手に集積されない農地で一部遊休農地化したものが多く認められることから、これを放置すれば担い手への利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

こうした中で、兼業農家の高齢化も進み、高齢農家や経営規模縮小農家から中核的担い手への農地の利用集積や機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進展してきていることから、集落営農の組織化、法人化への推進を図るとともに、他産業からの多様な担い手の育成も進めていく。また、国の「新たな農業経営指標」を活用するほか、必要に応じて農業経営相談所等の協力を得て、認定農業者をはじめとする担い手の経営状況のチェック及び法人化、労務管理、農地集積等のフォローアップを推進していく。

3 米子市は、このような現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な農業経営の指標は、米子市及びその周辺市町村において現に成立している優良な事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり380万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1900時間程度）の水準を実現できるものとする。

4 米子市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

そのため、米子市は、①農業委員会、農業協同組合、農業改良普及所等と相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を整備する。②集落段階における農業の将来展望と、それを担う経営体の明確化について話し合いを促進する。③効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、上記①の関係団体等が主体となり、必

要に応じて農業経営相談所の協力を得て営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことができるよう支援するとともに、各々の農業経営改善計画の自主的な作成及び国の「新たな農業経営指標」を活用した自己チェックにより、相互の連携が図られるよう誘導を行いフォローアップに努める。

次に、農業経営の改善による効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）に対しては、農業委員会を核として、農地の出し手と受け手を適切に結び付けることにより農用地の利用の集積を促進する。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）を「人・農地プラン」における中心経営体として位置づけるとともに、農地中間管理事業を活用し、農地集積の円滑な推進が図られるよう積極的に取り組んでいく。この「人・農地プラン」の推進組織として、平成30年度に上記①の関係団体等で構成する米子市人・農地チーム会議を設置し、担い手と農地に関する幅広い問題を解決するための体制を構築してきたところである。

水田農業等土地利用型農業が主である地域で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている地域の全てにおいて、「人・農地プラン」の実質化をはじめとする地域の実情に応じた農用地の利用集積の取組を推進する。その際には、地域での話し合いと合意形成を促進し、中心経営体等の経営改善に資するよう地域の関係者間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者及び認定新規就農者の育成、集落営農の組織化、法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等の担い手が不足する地域においては、企業又はI・J・Uターン者の参入、定年帰農者の活用等、意欲ある多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及所の指導の下に、施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進するものとし、生産組織については、効率的な生産単位を形成するうえで重要な位置にあり、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として誘導する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と販売農家、自給的農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にし、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を効率的かつ安定的な農業経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者への農用地の集積はもちろんのこと、農地中間管理機構をはじめとした関係機関及び関係団体の協力を得て、制度の積極的活用を図る。

5 米子市、米子市農業委員会、鳥取西部農業協同組合、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構、米子市農村青年会議、農業士、鳥取県西部総合事務所農林局農林業振興課及び西部農業改良普及所等の関係団体は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織

等を対象に経営診断の実施、先進技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策を示しながら、重点指導、研修会等を実施する。

また、施設園芸の導入によって集約的農業を展開しようとする地区や稻作単一経営から脱却を図ろうとする農業者を中心に新規の集約的作目の導入、産地化を狙いとした振興作目を選定し、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせた複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の達成状況を踏まえつつ新たな計画の作成支援、指導を行う。

6 米子市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成確保を図っていくものとする。

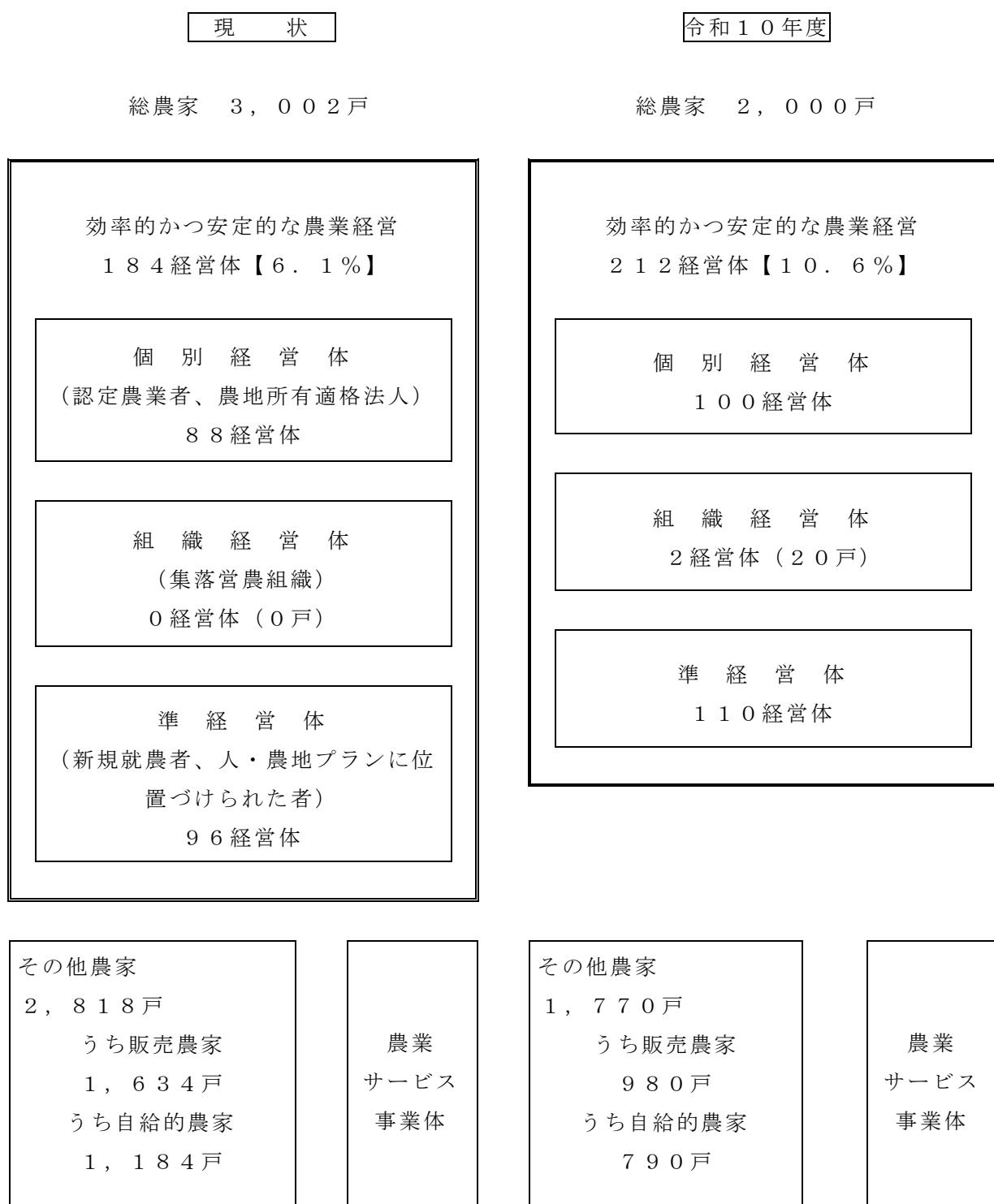
本市の新規就農者は、I・J・Uターン者も含めて年間平均3～4名程度が新規就農している状況である。新規就農者の確保・定着目標については、鳥取県農業生産1千億円達成プラン及び鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間の新規就農者の確保目標も踏まえ、年間5人程度の新規就農者の確保を目標とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標を参考とし、生産技術や経営管理能力に見合った経営規模等を勘案した年間農業所得（主たる農業従事者250万円程度、夫婦による共同経営の場合は300万円程度）、及び、他産業従事者と均衡する年間労働時間（主たる農業従事者1800時間程度）の水準を実現できるものとする。

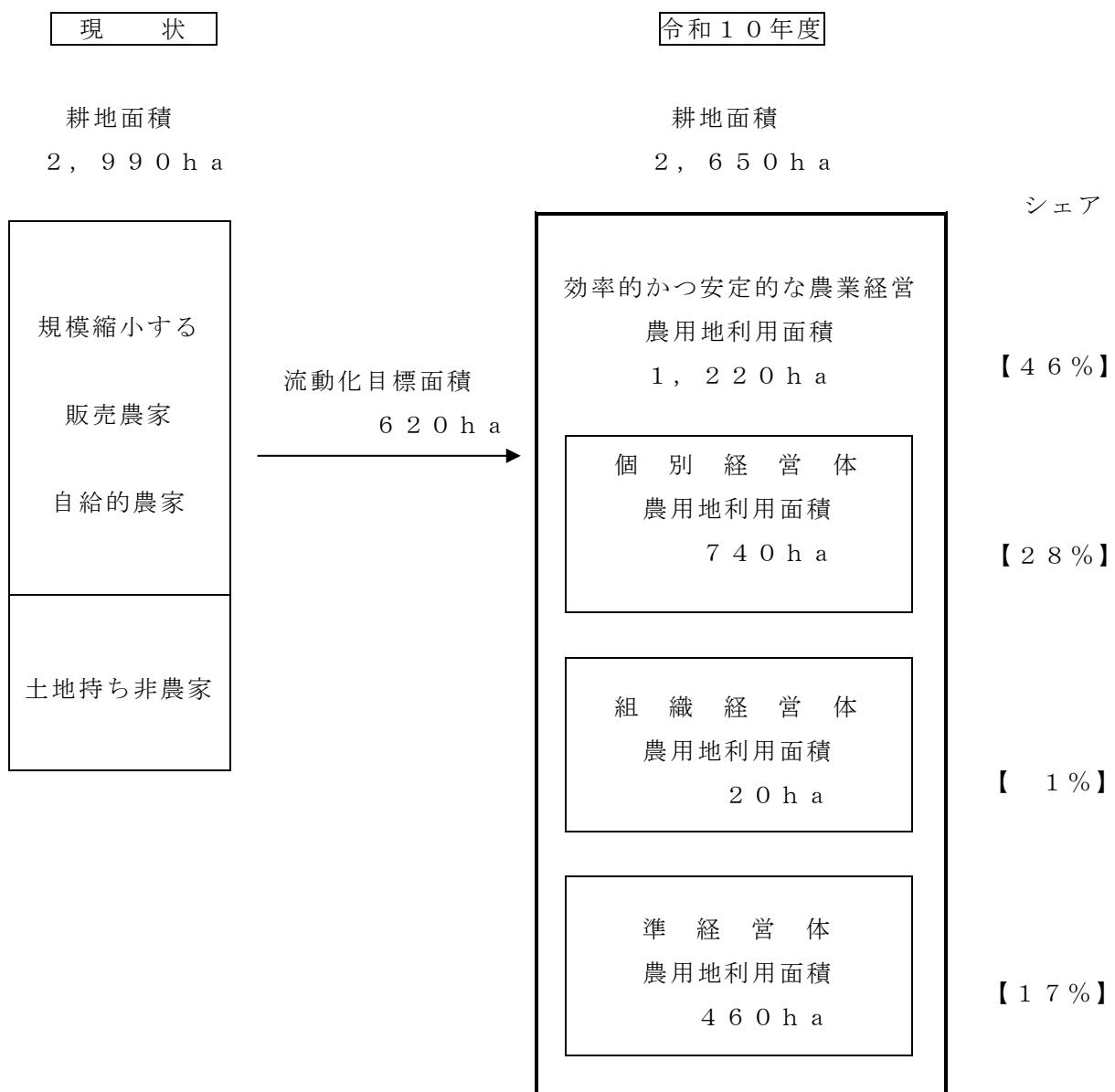
上記に掲げる新たな農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、営農定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、「アグリスタート研修」を実施する（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構をはじめ5で記述した関係団体等と連携して、農地の確保、技術や経営ノウハウの習得、親元就農支援、就農後の営農指導等のフォローアップを行い、認定農業者への移行を見据えながら、地域の担い手として育成していくものとする。

7 10年後の本市の農業構造を展望した時、農業経営の拡大・充実を図り、優れた経営能力と高い技術力を備えた個別農家や農業法人などが育つ一方、高齢化や後継者不在等により規模縮小、離農する農家も見込まれる中で、効率的かつ安定的な農業経営とそれらが担う農地利用の姿を次のとおり展望し、実現のための施策を図っていく。

(1) 農家構造の展望



(2) 農用地利用の展望



第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に展開されている優良事例を踏まえつつ米子市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

営農モデル類型1 梨+柿+水稻 [個別経営体]

1 モデルの特徴

梨と柿の複合経営

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
樹園地 70a	ゴールド二十世紀	20a	4,200kg/10a	1.6人
水田 50a	新甘泉	15a	3,500kg/10a	(内訳)
	王秋	15a	5,000kg/10a	家族労働力 1.5人
	かき富有	10a	2,200kg/10a	雇用労働力 0.1人
	かき輝太郎	10a	2,500kg/10a	
	水稻	50a	540kg/10a	

3 施設機械装備

機械 施設名	規格 能力	台数 面積
作業場	金属	50m ²
農機具格納庫	木造	40m ²
梨網・ジョイント棚	鉄柱平棚	50a
柿棚	鉄柱鉄線	20a
網	5mm	35a
スピート・スプーレーヤ	600m ²	1台
ロータリモア	自走7ps	1台
動力運搬車	5ps	1台
軽トラック	660cc	1台
田植機（共同）	4条	1台
自脱コンバイン（共同）	3条	1台
トラクタ（共同）	25ps・4WD	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- 複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
- 家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯間の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。

【農業従事の態様】

- 水稻は3戸が共同で行う。

【生産方式】

- 梨は網掛けジョイント栽培で省力化と高品質化を確保する。
- 柿は棚栽培で省力化と高品質化を図る。

営農モデル類型 2 施設野菜+露地野菜 [個別経営体]

1 モデルの特徴

施設の周年生産により野菜を生産し、地場市場に品質及び量の安定出荷を行う。

施設野菜（トマト、キュウリ、葉物野菜）+露地野菜（キャベツ）

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
畠 70a	抑制キュウリ	20a	6,000kg/10a	2.8人
	半促成トマト	20a	5,500kg/10a	(内訳)
	葉物（コマツナ・ミズナ・ホウレンソウ）	40a	2,500kg/10a	家族労働力 2.0人
	キャベツ	30a	5,000kg/10a	雇用労働力 0.8人

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
作業場兼農機具庫	木造	40m ²
鳥取型低コストハウス	6m×60m	12棟
トラクタ	25ps・4WD	1台
ロータリ	160cm	1台
動力噴霧機	6ps	1台
かん水ポンプ	2.2ps	1台
管理機	3.5ps	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- 複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。
- 家族協定による役割分担、就業条件収益分配の明確化

【農業従事の態様】

- 農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。
- 休日制度を導入する。

【生産方式】

- 総合的防除と土壤診断に基づくづくりによって、連作障害を回避する。

営農モデル類型3 水稲 + 白ネギ + 大豆 + 作業受託 [個別経営体（法人）]

1 モデルの特徴

水稻を経営の中心として生産調整を大豆、白ネギで実施。さらに水稻、大豆の作業受託を組み合わせた経営を目標とする。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
水田 49.2ha	水稻	40.0ha	540kg/10a	7.5人
	大豆	8.0ha	200kg/10a	(内訳)
	秋冬ネギ	1.2ha	2,400kg/10a	基幹労働力 6.0人
	水稻作業受託	15.0ha		補助労働力 1.5人
	大豆作業受託	21.0ha		

3 施設機械装備

機 械 施設名	規 格 能 力	台 数 面 積
格納庫	鉄骨造	100m ²
作業場	鉄骨造	300m ²
鳥取型低コストハウス	300m ²	3棟
トラクタ	30ps	4台
ロータリ	180cm	4台
代かきハロー	260cm	4台
ブロードキャスター	300リッ	1台
乗用型田植機	6条植	3台
動力散布機	背負式	1台
自脱型コンバイン	4条刈	3台
大豆そばコンバイン	150cm幅	2台
ロータリカルチ	3条	1台
大豆播種機	6条	1台
畦塗機	乾湿両用	1台
溝堀機	ロータリー式	1台
サボソイラー	1条	1台
刈払い機	肩掛け式	4台
ライムソワー	230ℓ	1台
動力噴霧機	6ps	1台
土寄せ機	6.6ps	2台
掘取用管理機	3.5ps	1台
皮むき機・コンプロッサー	1.9kw	1台
結束機	55w	1台
穀物乾燥機	3t循環式	4台
粉搗機	揺動型	1台
穀物計量機	2.4t/h	1台
普通トラック	1t	2台
軽トラック	660cc	2台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- ・法人内における構成員の業務分担等を明確にする。
- ・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。

【農業従事の態様】

- ・農繁期における臨時雇用の確保により、加重労働を防止する。
- ・休日制度を導入する

【生産方式】

- ・水稻品種、大豆品種の組み合わせに配慮して、作期の分散を図り、作業の集中を避ける。
- ・作業受託可能な機械施設を整備し効率的な活用を行う。

営農モデル類型4 水稲 + 繁殖和牛 [個別経営体（法人）]

1 モデルの特徴

稻わらなどの資源を有効活用し、水田転作に飼料作物を栽培することによって、水稻の複合経営による効果的な経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
繁殖和牛50頭 水田 62ha	子牛 水稻 イタリアンライク®ラス	40頭 50.0ha 12.0ha	子牛生産率80% 540kg/10a 4,000kg/10a	4.0人 (内訳) 基幹労働力 3.0人 補助労働力 1.0人

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
繁殖牛舎	木造	600m ²
農具舎	木造	100m ²
堆肥舎	ブロック造	100m ²
格納庫・作業場	鉄骨造	400m ²
鳥取型低コトハウス	300m ²	3棟
トラクタ	50ps	4台
ロータリ	180cm	2台
代かきハロー	260cm	2台
畦塗機	乾湿兼用	1台
播種機	200箱/h	1台
蒸気育苗器	240箱	3台
催芽機（温湯消毒）	16kg	1台
乗用型田植機	側条6条	2台
動力散布機	26L背負式	1台
刈払い機	肩掛け式	4台
自脱型コンバイン	4条刈	2台
穀物乾燥機	3t循環式	3台
糲摺機	揺動型	1台
穀物計量機	2.4t/h	1台
普通トラック	ダンプ 2t・普通1t	各2台
軽トラック	660cc	2台
ロールベーラー	120cm×150cm	1台
ラッピングマシーン	幅750mm	1台
モアー	160cm	1台
テッダー	260cm	1台
フロントローダー	800kg	1台
飼料用カッター		1台
ブロードキャスター	500L	1台
ホイルローダー	0.6m ³	1台
マニュアスフ®レッタ®	自走式3.3t	1台
ボトムプラウ	55cm一連	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- ・キャッシュフローを把握し、財務管理の徹底を図る。
- ・部門（和牛、水稻）毎の経営を把握し、複合経営の強化を図る。

【農業従事の態様】

- ・雇用を活用し、過重とならない労働環境の形成を図る。

【生産方式】

- ・水稻の栽培品種を考慮して、作期の平準化を図り、良好な品質の米の収穫を図る。
- ・和牛の繁殖管理を強化し、安定した子牛生産を図り、さらに生産した子牛の健康状態に留意した飼養管理を行うことで、子牛のせり値の高位安定化に努める。

営農モデル類型 5 葉タバコ + ニンジン [個別経営体]

1 モデルの特徴

弓浜砂畠地域における葉たばこ・ニンジン複合型経営。葉たばこと秋冬ニンジンを主体とした経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
畠 2.0ha	秋冬にんじん 葉たばこ	2.0ha 1.5ha	3,500kg/10a 270kg/10a	3.3人 (内訳) 家族労働力 3.0人 雇用労働力 0.3人

3 施設機械装備

機 械 施設名	規 格 能 力	台 数 面 積
作業場	木造	18m ²
納屋	木造	90m ²
乾燥室上屋	鉄骨造	14m ²
トラクタ	25ps・4WD	1台
ロータリ	160cm	1台
マニュアルレッターマー	1.2t	1台
土壤消毒機	6条	1台
動力噴霧機	6ps	1台
播種機	2条	1台
移植機	3.5ps	1台
自走式成畦被覆機	11ps	1台
高架型作業車	4.5ps	1台
防除装置 (AP-S)		1台
わき芽抑制剤散布装置		1台
電動リフター		1台
電動圧搾梱包機	100v	1台
乾燥機		1台
にんじん収穫機	12ps	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- ・複式簿記による財務管理、資金管理を行う。
- ・家族協定による役割分担、就業条件収益分配の明確化

【農業従事の態様】

- ・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
- ・休日制度を導入する。

【生産方式】

- ・葉タバコでは、共同乾燥機の一部利用、にんじんでは収穫機、共選場の利用等により省力化と規模拡大を図る。

1 モデルの特徴

干拓地等の砂丘畑を適応地域とし、機械化一貫体系を取り入れた露地野菜の専作経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
畑 1.5ha	かんしょ	0.3ha	2,200kg/10a	2.5人
	夏ネギ（トンネル）	0.1ha	3,000kg/10a	(内訳)
		0.2ha	2,700kg/10a	家族労働力 2.0人
	夏ネギ（普通）	0.2ha	3,000kg/10a	雇用労働力 0.5人
	秋冬ネギ（普通）	0.3ha	3,000kg/10a	
	秋冬ネギ（遅出）	0.2ha	3,000kg/10a	
	春ネギ（1本）	0.1ha	3,300kg/10a	
	春ネギ（坊主）	0.1ha		
	緑肥			

3 施設機械装備

機 械 施設名	規 格 能 力	台 数 面 積
作業場	木造	30m ²
収納庫（車庫）	木造	30m ²
パイプハウス	6m×15m	1棟
トラクタ	25ps・4WD	1台
ロータリ	160cm	1台
管理機	6ps	1台
収穫機	8ps・1条	1台
皮剥機一式	3相電動式	1台
移植機	1条植	1台
動力噴霧機	6ps・可搬式	1台
エンジンポンプ		1台
エアコン	配線込み	1台
剪葉機		1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- 複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。
- 家族協定による役割分担、就業条件収益分配の明確化

【農業従事の態様】

- 一部共選場の利用機械化一貫体系を導入する。
- 農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
- 休日制度を導入する。

【生産方式】

- 弓浜砂丘地帯での白ネギ栽培を行う。
- 連鎖障害回避のため緑肥、かんしょを輪作する。

営農モデル類型 7 ブロッコリー + 水稲 [個別経営体]

1 モデルの特徴

ブロッコリーは多品種を組み合わせて品質、収量を確保する。水稻はブロッコリーとの労働力の競合を避けて栽培する。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
水田 7.0ha	初夏どりブロッコリー 秋冬どりブロッコリー 水稻	1.5ha 4.0ha 1.5ha	920kg/10a 920kg/10a 540kg/10a	2.8人 (内訳) 家族労働力 2.0人 雇用労働力 0.8人

3 施設機械装備

機 械 施設名	規 格 能 力	台 数 面 積
作業場・農具舎	木造	50m ²
鳥取型低コストハウス	6m×50m	1棟
農機具格納庫	鉄骨造	1棟
トラクタ	25ps・4WD	1台
ロータリ	160cm	1台
管理機	3.5ps	1台
乗用型田植機(共同)	側条4条	1台
自脱型コンバイン	3条刈	1台
播種機	100箱/h	1台
ロータリカルチ	3条	1台
運搬車	5ps	1台
プロードキャスター	300L	1台
動力噴霧機	可搬式6ps	1台
動力散布機	26L背負式	1台
刈払い機	肩掛け式	1台
普通トラック	1t	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- 複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
- 家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯間の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。

【農業従事の態様】

- 農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
- 水稻用機械は5戸で共同利用する。

【生産方式】

- ブロッコリーは各作型とも時期に応じた品種を組み合わせ、品質、収量を確保する。
- 水稻はブロッコリー作業との労力の競合を避けて栽培する。
- いずれの品種とも計画的な播種、定植を行い、管理作業、出荷期の分散を図る。

営農モデル類型8 白ネギ [個別経営体]

1 モデルの特徴

周年による白ネギの生産を行う。(砂畠地帯)

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
畑 2.0ha	夏ネギ（トンネル）	0.15ha	3,000kg/10a	2.9人
	夏ネギ（普通）	0.30ha	2,700kg/10a	(内訳)
	秋冬ネギ（普通）	0.30ha	3,000kg/10a	家族労働力 2.0人
	秋冬ネギ（遅出し）	0.30ha	3,000kg/10a	雇用労働力 0.9人
	春ネギ（1本）	0.25ha	3,000kg/10a	
	春（坊主）	0.20ha	3,300kg/10a	
	緑肥	0.50ha		

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
作業場	木造	30m ²
収納庫（車庫）	木造	30m ²
鳥取型低コストハウス	6m×50m	1棟
トラクタ	25ps・4WD	1台
ロータリ	160cm	1台
管理機	6ps	1台
収穫機	8ps・1条	1台
皮剥機一式	3相電動式	1台
移植機	1条植	1台
動力噴霧機	6ps・可搬式	1台
エンジンポンプ		1台
エアコン	配線込み	1台
剪葉機	電動式	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- 複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
- 家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯間の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。

【農業従事の態様】

- 農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
- 休日制度を導入する。

【生産方式】

- 年間を通じて収穫出来るよう、春ネギ、夏ネギ、秋冬ネギの栽培を行う。

営農モデル類型9 水稲 + 白ネギ [個別経営体]

1 モデルの特徴

水田主体の平坦地～中山間地における白ネギ専作型経営。夏ねぎを主体とした経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
水田 6.0ha	夏ネギ	0.3ha	2,400kg/10a	3.0人
	秋冬ネギ	0.5ha	2,640kg/10a	(内訳)
	水稻	5.0ha	540kg/10a	家族労働力 2.5人
	春ネギ	0.2ha	2,880kg/10a	雇用労働力 0.5人

3 施設機械装備

機械 施設名	規格 能力	台数 面積
作業場	木造	50m ²
農具舎	鉄骨造	30m ²
鳥取型低コストハウス	6×50m	1棟
トラクタ	25ps・4WD	1台
ロータリ	160cm	1台
セット動噴	3ps	1台
刈払機	4ストローク	1台
土寄せ機	6.0ps	1台
背負動力噴霧器	4ストローク	1台
掘取用管理機	6.0ps	1台
皮むき機・コンブレッサー	電動式	1台
結束機	電動式	1台
播種機	100箱/h	1台
乗用型田植機(共同)	側条6条植	1台
動力散布機	26L背負式	1台
灌水用装置		1台
自脱型コンバイン(共同)	3条刈	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- 複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
- 家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯間の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。

【農業従事の態様】

- 農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
- 水稻用機械は5戸で共同利用する。

【生産方式】

- 白ネギは各作型とも時期に応じた品種を組み合わせ品質、収量を確保する。
- 水稻は白ネギ作業との労力の競合を避け栽培する。
- 白ネギは育苗組合、機械利用組合による共同播種、定植とする。

営農モデル類型 10 水稲 + 飼料用米 [組織経営体]

1 モデルの特徴

転作を飼料米で実施する。交付金の活用を最大限に行った経営を目標とする。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
水田 20.0ha 	水稻 飼料用米	12.0ha 8.0ha	540kg/10a 600kg/10a	1.3人 (内訳) 組織協業で作業分担

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
格納庫	鉄骨	100m ²
トラクタ	30ps	1台
ロータリ	180cm	1台
代かきハロー	260cm	1台
プロードキャスター	300L	1台
乗用型田植機	側条6条植	1台
動力散布機	背負式	1台
自脱型コンバイン	4条刈	1台
畦塗り機	乾湿両用	1台
刈払い機	肩掛け式	4台
普通トラック	1t	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- ・規約等の締結を通じ、経営内における構成員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。
- ・複式簿記記帳の実施により財務管理・資金管理を徹底する。

【生産方式】

- ・水稻主食用品種、飼料米の組み合わせに配慮して、作期の分散を図り作業の集中を避ける。
- ・機械整備の導入を最小限にし効率的な活用を行う。（育苗・乾燥調整は委託）

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に展開されている優良事例を踏まえつつ米子市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

営農モデル類型 1 1 白ネギ [新規就農者]

1 モデルの特徴

周年による白ネギの生産を行う。（砂畠地帯）

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
畠 1.6ha	夏ネギ（トンネル）	0.15ha	2,970kg/10a	2.7人
	夏ネギ（普通）	0.30ha	2,430kg/10a	(内訳)
	秋冬ネギ（普通）	0.30ha	2,700kg/10a	家族労働力 1.0人
	秋冬ネギ（遅出し）	0.30ha	2,700kg/10a	雇用労働力 1.7人
	春ネギ（1本）	0.25ha	2,700kg/10a	
	春ネギ（坊主）	0.20ha	2,970kg/10a	
	緑肥	0.10ha		

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
作業場	木造	30m ²
収納庫（車庫）	木造	30m ²
パイプハウス	6m×15m	1棟
トラクタ	25ps・4WD	1台
ロータリ	160cm	1台
管理機	6ps	1台
堀取用管理機	3.5ps	1台
皮剥機一式	3相電動式	1台
動力噴霧機	6ps・可搬式	1台
エンジンポンプ		1台
エアコン	配線込み	1台
剪葉機		1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- 複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。

【農業従事の態様】

- 農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
- 休日制度を導入する。

【生産方式】

- 年間を通じて収穫出来るよう、春ネギ、夏ネギ、秋冬ネギの栽培を行う。

営農モデル類型 1 2 白ネギ + 水稲 [新規就農者]

1 モデルの特徴

水田主体の平坦地～中山間地における白ネギ専作型経営。夏ねぎを主体とした経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
水田 2.5ha	夏ネギ	0.3ha	2,400kg/10a	3.2人
	秋冬ネギ	0.5ha	2,600kg/10a	(内訳)
	水稻	1.5ha	540kg/10a	家族労働力 2.0人
	春ネギ	0.2ha	2,800kg/10a	雇用労働力 1.2人

3 施設機械装備

機械 施設名	規格 能力	台数 面積
作業場	木造	30m ²
収納庫（車庫）	木造	30m ²
育苗ハウス	6×25m	1棟
トラクタ	25ps・4WD	1台
ロータリ	160cm	1台
セット動噴	3ps	1台
刈払い機	4ストローク	1台
土寄せ機	6.0ps	1台
背負動力噴霧器	4ストローク	1台
掘取用管理機	6.0ps	1台
皮むき機・コンブレッサー	電動式	1台
結束機	電動式	1台
播種機	100箱/h	1台
乗用型田植機（共同）	側条6条植	1台
動力散布機	26L背負式	1台
灌水用装置		1台
自脱型コンバイン（共同）	3条刈	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- 複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
- 家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯間の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。

【農業従事の態様】

- 農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。

【生産方式】

- 白ネギは各作型とも時期に応じた品種を組み合わせ品質、収量を確保する。
- 水稻は白ネギ作業との労力の競合を避け栽培する。
- 白ネギは育苗組合、機械利用組合による共同播種、定植とする。

営農モデル類型 13 白ネギ+ブロッコリー+スイートコーン [新規就農者]

1 モデルの特徴

白ネギの輪作品目として、積雪期に収穫出荷するブロッコリー、高温期に収穫出荷するスイートコーンを栽培する。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
水田 1.3ha	初夏どりブロッコリー	0.1ha	900kg/10a	2.4人
	秋冬どりブロッコリー	0.3ha	900kg/10a	(内訳)
	春ネギ	0.1ha	2,880kg/10a	家族労働力 2.0人
	夏ネギ	0.2ha	2,800kg/10a	雇用労働力 0.4人
	秋冬ネギ(普通)	0.3ha	3,000kg/10a	
	秋冬ネギ(遅出し)	0.2ha	3,600kg/10a	
	スイートコーン	0.1ha	1,100kg/10a	

3 施設機械装備

機 械 施設名	規 格 能 力	台 数 面 積
作業場・農具舎	木造	50m ²
鳥取型低コストハウス	6m×50m	1棟
農機具格納庫	鉄骨造	1棟
トラクタ	25ps・4WD	1台
ロータリ	160cm	1台
スーパーソイラー	2本暗渠タイプ	1台
収穫機アタッチ	ネギ掘取用	1台
管理機	3.5ps	1台
運搬車	5ps	1台
ブロードキャスター	300L	1台
動力噴霧機	可搬式6ps	1台
土寄せ機	6.0ps	1台
皮むき機・コンフレッサー	電動式	1台
結束機	電動式	1台
刈払い機	肩掛け式	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- ・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
- ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯間の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。

【農業従事の態様】

- ・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。

【生産方式】

- ・各品目、各作型に応じた品種を組み合わせ品質、収量を確保する。
- ・白ネギはブロッコリー作業との労力の競合を避け栽培する。
- ・いずれの品目とも計画的な播種、定植を行い管理作業、出荷期の分散を図る。

営農モデル類型 1.4 施設野菜+露地野菜 [新規就農者]

1 モデルの特徴

施設の周年生産により野菜を生産し、地場市場に品質及び量の安定出荷を行う。

施設野菜（トマト、キュウリ、葉物野菜）+露地野菜（キャベツ）

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
畠 0.7ha	抑制キュウリ	0.2ha	5,400kg/10a	2.1人
	半促成トマト	0.2ha	4,950kg/10a	(内訳)
	葉物（コマツナ・ミズナ・ホウセツソウ）	0.4ha	2,250kg/10a	家族労働力 1.0人
	キャベツ	0.3ha	4,500kg/10a	雇用労働力 1.1人

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
作業場兼農機具庫	木造	40m ²
ビニールハウス1	4m×60m	6棟
ビニールハウス2	4.5m×60m	5棟
ビニールハウス3	6.5m×60m	1棟
育苗ハウス	4.5m×30m	1棟
トラクタ	25ps・4WD	1台
ロータリ	160cm	1台
動力噴霧機	4ps	1台
かん水ポンプ	2.2ps	1台
管理機	3.5ps	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- 複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。

【農業従事の態様】

- 農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。
- 休日制度を導入する。

【生産方式】

- 総合的防除と土壤診断に基づく土づくりによって、連作障害を回避する。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
46%	個別経営体 100経営体 組織経営体 2経営体（20戸） 準経営体 110経営体

○効率的かつ安定的な農業経営への面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するために、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、米子市は、農地中間管理機構をはじめとした関係機関及び関係団体とともに、農地集積の円滑な推進が図られるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

具体的には、人・農地チーム会議における関係機関及び関係団体相互の調整機能を強化し、米子市農業再生協議会その他の推進組織との連携を図るとともに、農業委員会の農地利用最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地利用の効率化・高度化の促進）の業務の中でも、地域の農業関係者の合意形成を図るよう努めることとする。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で十分な調整を行うこととする。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

米子市は、鳥取県が策定した「鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の2の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、米子市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

米子市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業等の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これら各事業は、地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施する。なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、米子市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 伯仙、南部、箕蚊屋地区及び淀江地区は、ほ場整備事業によって区画整理がほぼ完了し、高能率生産基盤が形成されている。淀江地区においては、さらには場を大区画化するためのほ場整備事業が進行している。この条件を活かすため、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業等を積極的に活用し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度を活用して機械、農作業等の共同化、省力化を図りながら耕作放棄地の発生を防止する。また、担い手農家、次世代人材、定年帰農者等と協働し、将来にわたって持続的な農業生産活動を実現する。さらに、集落全体の指針である集落戦略の作成を促進し、「人・農地プラン」の実質化と連携した取組を目指す。

ウ 弓浜地区は、後継者不足の下で懸念される遊休農地の発生を防止するため、積極的に農地中間管理事業を活用し、地域特産物の生産振興とブランド化を推進していくとともに、施設園芸等の導入によって集約的経営を展開する。また、弓浜地区に集中する荒廃農地を取り込んだほ場整備事業等により、担い手への農地利用集積を促進する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件の全て）を備えること。
 - （ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地

を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいること。
- (オ) 所有权の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有权を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者の確保が確実である場合、公共事業の施行に伴い用地買収を受ける者が、農業を維持していくために代替地を取得する場合、認定新規就農者が農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他農業経営の合理化に資する施設の用に供する場合等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又は他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する場合又は法第7条第1号に掲げる農地中間機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「政令」という。)第3条で定める者を除く。)は、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

- ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 米子市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省構造改善局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号による開発事業計画を提出させる。

② 米子市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 米子市は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るために必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 米子市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るために、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用

地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 米子市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、米子市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ ②に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の前の前月の17日までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 米子市は、(5)の①の規定による米子市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 米子市は、(5)の②の規定による農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、米子市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 米子市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
(イ) 原状回復の費用の負担者
(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

米子市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を越えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

米子市は、米子市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による米子市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を米子市の掲示場に掲示することにより公告する。

(10) 公告の効果

米子市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

米子市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを米子市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

米子市は、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等が行われた後に、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 米子市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（1）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 米子市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、米子市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア （9）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれら の権利の設定を受けた（1）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 米子市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を米子市の掲示場に掲示することにより公告する。

④ 米子市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 米子市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に對し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。米子市農業委員会は、所有者がこれら

の事業の実施に応じたときは、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理事業等の実施の促進に関する事項

(1) 米子市は、鳥取県全域を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構との連携の下に普及啓発活動等を行うことによって、同機構が行う事業の実施の促進を図る。また、米子市農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員並びに米子市の農地中間管理事業推進員は、地域農業の担い手及び遊休農地を含む農用地の所有者等の意向の把握及び利用調整に努め、事業の促進に資するよう活動するものとする。

(2) 米子市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、農地中間管理事業及び特例事業を促進するため、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に対し、人・農地チーム会議その他の機会を捉えて情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の支援

米子市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を支援する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適當であると認められる区域（1～数集落）とする。

なお、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障をきたさない限り、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

- イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を米子市に提出して、農用地利用規程について米子市の認定を受けることができる。
- ② 米子市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 米子市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を米子市の掲示場に掲示することにより公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地についての利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 米子市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をすることであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 米子市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 米子市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関、団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

米子市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出のあった場合は、関係団体等と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

米子市は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に發揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者や非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化の促進に関する事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

米子市は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 国営大山山麓総合農地開発事業により、灌漑施設等の整備を図る。
- イ 効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- ウ 「人・農地プラン」の実質化をはじめとする地域ごとの多様な活動を支援する中で、認定農業者の育成や新規就農者の積極的促進等地域の実情に即した経営体の育成・発展に努める。

エ 水田農業への積極的な取組によって、経営所得安定対策を通じて効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図ることとする。また、経営所得安定対策を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい営農展開に資するよう努める。

オ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

米子市は、農業委員会、総合事務所農林局、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討し、今後10年にわたる効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するための実現方策等について、関係者が一体となって合意の下に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農業改良普及所及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化事業が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定める。

別紙 1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1項に規定する地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

----- 法第18条第3項第2号イに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

----- その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

----- その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

----- その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事

業に供する場合に限る。)

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

----- その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	<ol style="list-style-type: none"> 1 存続期間は、当該利用権の当事者間で協議して定めるものとする（農業者年金関連の場合は10年以上）。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。
② 借賃の算定基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地については、農業委員会が提供する賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。
③ 借賃の支払方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。
④ 有益費の償還	<ol style="list-style-type: none"> 1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき米子市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存 続 期 間 (又 は 残 存 期 間)	I の①に同じ。
② 借 賃 の 算 定 基 準	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適當な土地については、I の②の3と同じ。</p>
③ 借 賃 の 支 払 方 法	I の③に同じ。
④ 有 益 費 の 償 還	I の④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける

場合

① 存 続 期 間	I の①に同じ。
② 損 益 の 算 定 基 準	1 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
③ 損 益 の 決 済 方 法	I の③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。
④ 有 益 費 の 償 還	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対 価 の 算 定 基 準	土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。
② 対 価 の 支 払 方 法	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③ 所 有 権 の 移 転 の 時 期	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。